

事前問い合わせ受付表

【お問合せ内容記入欄】 ※太枠内をすべて記入し、申請地範囲のわかる地図を添付して下さい。

問合せした日は?	平成 年 月 日	調べる場所は?	太田市 町 (仮換地: 街区) ※仮換地は従前地も記入!	
どんなことをいたしますか? ○をつけて下さい	1. 不動産調査(具体的な開発計画は先のことだが、お客様と相談の際に必要なため遺跡地か知りたい)			
	2. 不動産鑑定(開発なし)			
	3. 個人住宅 4. 個人住宅兼工場または店舗			
	5. 集合住宅 6. 店舗 7. 携帯電話基地局(鉄塔建設含む)			
	8. 宅地造成(区画/進入道路を 含む・含まない)			
	9. 建売住宅(棟/進入道路を 含む・含まない/分譲地内・分譲地外)			
	10. ガス・電気・水道工事(既設改修・新設・既設取替) 11. 道路工事(新設・補修)			
	12. その他()			
	現地はどんな状態ですか?	1. 宅地 2. 農地 3. 分譲地内 4. その他()		
	あなたは? (お問合せした人を教えてください)	会社名		
		住所		
		電話番号	FAX (必ず記入)	
担当者名				
工事開始予定の日はわかりますか?	[平成 年 月 日・未定]			
造成等始める日はわかりますか?	[平成 年 月 日・未定] ※その土地に少しでも手を加える日(造成含む・地盤調査は除く)			

【事前問合せ回答】

お問合せの場所は、	遺跡地内 (遺跡名:)	} です。	窓口対応者
	重要遺跡内		
	遺跡地外		

・届出を提出する会社が移行した場合、必ず引き継ぎ内容に加えてください。 (/)

・この物件について、次回からお問合せの際は、下の「受付NO.」をお申し出ください。

(「受付NO.」を伝えれば、以前の経緯もわかるので早めにお答えできると思います。)

※注意事項

遺跡地内の場合は、文化財保護法により届出を提出することとなっております。

(文化財保護法では、着工開始60日前に提出と定められています。)

●届出(必要書類を添付)を提出し、明確な工事計画を書面で確認できた時点で、調査が必要かわかります。

遺跡地外の場合は、届出は提出する必要はありません。

遺跡地外ですが試掘調査を行いますので、試掘調査依頼書兼発掘承諾書を提出してください。

太田市教育委員会 文化財課 埋蔵文化財係

TEL:0276-20-7090 FAX0276-52-6080

窓口開発データ担当	地図データ担当	市内遺跡担当	課長補佐	参事

受付No.	